

## 平成26年度児童手当現況届の提出について

6月は児童手当現況届提出月です。毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかを確認するためのものです。

6月初めに役場から現況届が郵送されますので、必要項目を記入し、下記の必要書類を添付のうえ、いきいき健康推進課へ平成26年7月4日（金）（期限厳守）までに提出くださるようお願いいたします。また、直接窓口に来られない方は、郵送でも受け付けますので、添付書類と一緒に郵送してください（郵送の場合は7月4日（金）必着）。

※ 提出がない場合は平成26年6月分以降の手当（平成26年10月振込分以降）が支給停止となる場合がありますので、お忘れのないようお願いいたします。

### ◆必要な書類（◎は全員が必要です。○は該当する方のみ必要になります。）

（全員が必要）

◎ 現況届      ◎ 保険証（写し可） \*両親と支払の対象となっている子供の分      ◎ 印鑑

（該当する方のみが必要）

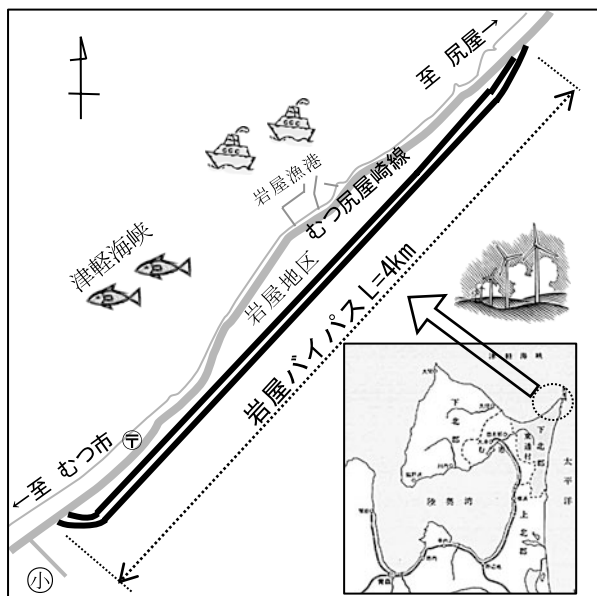
- 監護・生計同一申立書      → お子さんと住所が別の方のみ
- お子さんの世帯の住民票謄本      → お子さんの住所が東通村でない方のみ  
（世帯全員分が記載されているもの）
- 養育申立書      → 請求者が父母以外の方
- 所得・課税証明書      → 平成26年1月1日に東通村に住所のなかった方  
（前住地の所得・課税証明書）      （平成26年1月1日以降転入された方）

<問合せ先> いきいき健康推進課 児童手当係 ☎28-5800

## むつ尻屋崎線岩屋バイパス開通のお知らせ

～岩屋から尻屋への近道約4kmが開通します～

開通日時：平成26年7月1日（火曜日）13時開通



### 岩屋バイパスの概要

起 点：東通村大字岩屋  
終 点：東通村大字尻屋  
延 長：約4km  
幅 員：11.5m（車道：6m）



～問い合わせ先～ 下北地域県民局 地域整備部 0175-22-8581（内線266）  
東通村役場 まちづくり整備課 0175-27-2111（内線313,318）